

## インターフェロンフリー治療（再治療）申請の流れ

### （１）診断書作成医師が、患者に肝疾患診療連携拠点病院（鹿児島大学病院）を紹介し受診させる場合

- ① 診断書作成医師は「診断書」、「インターフェロンフリー治療実績報告書」（以下、「実績報告書」という。）と「インターフェロンフリー治療（再治療）に対する意見書」（以下「意見書」という。）を記載し、鹿児島大学病院を受診させる。
- ② 鹿児島大学病院の日本肝臓学会肝臓専門医（以下、専門医という。）は、「実績報告書」を確認し、肝炎等克服実用化研究事業（泉班）の同意書を習得する。
- ③ 鹿児島大学病院の専門医は、「意見書」を記入して患者に提供する。
- ④ 患者は、「申請書」、再治療が適切と判断された「意見書」、「診断書」とその他の申請書類と一緒に保健所等で申請する。
- ⑤ 県は「意見書」の写しを診断書作成医師へ送付するとともに、肝炎治療認定審査会を経て、肝炎治療受給者証を交付する。

### （２）患者が鹿児島大学病院を受診しない場合

- ① 診断書作成医師は薬剤耐性を独自で調べる。
- ② 診断書作成医師は「診断書」、「実績報告書」と「意見書」を記載し、患者に提供する。
- ③ 患者は、「申請書」、「診断書」、「実績報告書」、「意見書」とその他の申請書類と一緒に保健所等で申請する。
- ④ 県から、「診断書」、「実績報告書」と「意見書」を鹿児島大学病院に送付する。
- ⑤ 鹿児島大学病院の専門医は「実績報告書」を確認し、「意見書」を記入して県へ送付する。
- ⑥ 県は「意見書」の写しを診断書作成医師へ送付するとともに、肝炎治療認定審査会を経て、肝炎治療受給者証を交付する。